総務省と厚生労働省の 基本方針・調査事項の比較

①国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(案)の概要

国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(厚生労働省告示)

国民年金法第14条の3第1項又は厚生年金保険法第28条の3第1項に規定する訂正請求に理由があるか否かを、公平かつ公正に判断することを目的として、国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する基本的考え方等について定めるもの

[記載内容]

1 基本的考え方	総務省年金記録確認第三者委員会による手続と比較して国民に不利益が及ばないようにしなければならない訂正請求の内容を十分に汲み取り、国民の信頼に応えるよう努め、積極的に関連資料及び周辺事情の収集を行う収集した関連資料及び周辺事情を検討し、国民の立場に立って、公平かつ公正な訂正決定等を行う
2 原簿の訂正手続	 関連資料や周辺事情を幅広く収集することができるよう、別に定める調査事項(事務取扱要領別表3)を踏まえつつ、行政機関、関係法人等に対して、資料の閲覧、提供又は報告を求め、これらの資料・報告の内容及び関係法令その他政府管掌年金事業における取扱を踏まえ、訂正決定等案を作成し、社会保障審議会等に諮問 事業主による保険料納付義務の履行に関する調査を行った上で、社会保障審議会等に諮問 社会保障審議会等の答申を受けたときは、当該答申に基づき速やかに訂正決定等を行い、その旨を請求者等に通知 訂正手続について、別に定めるところ(事務取扱要領)により、全国で統一的な運用がされるよう努める
3 判断の基準	• 訂正請求に理由があると認める判断の基準は、訂正請求の内容が、社会通念に照らし明らかに不合理でなく、一応確からしいこととする
	上記の判断は、関連資料や周辺事情、関係法令その他政府管掌年金事業における取扱を踏まえ、 <u>別に定める基準(国</u> 民年金·厚生年金保険·脱退手当金訂正請求認定基準·要領)に基づき、総合的に判断
4 日本年金機構における 原簿の訂正	• <u>別に定める基準(年金事務所段階における訂正処理基準)</u> に該当するとき又は厚生年金保険の保険給付又は保険料の 納付の特例等に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第151号)第1条若しくは第22条に規定する場合に該当す るときは、請求者の同意を得て、日本年金機構において訂正を行うことができる
5 見直し	• 訂正決定等の事例を踏まえ、必要に応じ基本方針の見直しを行う

総務省と厚生労働省の基本方針の比較

総務省の基本方針	厚生労働省の基本方針	変更点
	○厚生労働省告示第 号 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)の一部の施行に伴い、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条の三第一項及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の三第一項の規定に基づき、国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針を次のように定め、平成二十七年三月一日から適用する。 平成二十七年 月 日 厚生労働大臣 塩崎 恭久	
年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針	国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針	
平成 19 年 7 月 10 日 総務大臣決定		
はじめに 年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会(以下「第三者委員会」という)は、いわゆる年金記録確認問題が国民生活に直結する、切実かつ深刻な問題であることから、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すことによって、国民の正当な権利を実現し、もって、国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復することを使命とするものである。 第三者委員会は、事案に即した柔軟な判断を行うことが求められるとともに、誠実に保険料を納付した方々の権利の実現を目的とするものであることを銘記すべきである。	国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿及び厚生年金保険法第二十八条の二第一項に規定する厚生年金保険原簿(以下「原簿」という。)に記録されている被保険者資格の取得及び喪失の年月日、保険料の納付状況等の内容(以下「年金記録」という。)については、過去の年金記録の管理方法に起因する問題、事業主からの届出の誤り等により、事実と異なる内容が記録されている場合又は年金記録が記録されていない場合がある。 このため、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の規定による国民年金法及び厚生年金保険法の改正によって、被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)は、厚生労働大臣に原簿の訂正の請求をすることができ、かつ、厚生労働大臣は、当該請求に係る原簿の訂正をする旨又はしない旨の決定を行わなければならないこととされた。 この方針は、国民年金法第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)並びに厚生年金保険法第二十八条の二第一項(同	国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(告示)を制定する目的を記載

条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求 (以下「訂正請求」という。)に理由があるか否かを、公平かつ公正に判断す ることを目的として、原簿の訂正に関する基本的考え方等について定めるも のである。 第1 基本的考え方 第一 基本的考え方

原簿の訂正については、社会保障審議会(国民年金法第百九条の九 第一項若しくは第二項又は厚生年金保険法第百条の九第一項若しくは 第二項の規定により国民年金法第十四条の四又は厚生年金保険法第 二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地 方厚牛支局長に委任された場合にあっては、地方厚牛局に置かれる政 令で定める審議会。以下同じ。)における審議結果に基づき、厚生労働 大臣(国民年金法第百九条の九第一項若しくは第二項又は厚生年金保 険法第百条の九第一項若しくは第二項の規定により国民年金法第十四 条の四又は厚生年金保険法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣 の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっ ては、地方厚生局長又は地方厚生支局長。以下同じ。)が国民年金法 第十四条の四第一項若しくは第二項又は厚生年金保険法第二十八条 の二第一項若しくは第二項の規定による決定(以下「訂正決定等」とい う。)を行うこととなるが、原簿の訂正手続の実施に当たっては、年金記録 確認第三者委員会(総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号) 附則第二十二条第一項に規定する年金記録確認中央第三者委員会 及び同令附則第二十三条第一項に規定する地方委員会をいう。)による 手続と比較して国民に不利益が及ぶことがないようにしなければならない ことを踏まえ、次に掲げる方針に基づいて行うものとする。

- 1) 年金記録確認問題は、年金記録を管理・運営する旧社会保険庁等 関係行政機関の管理に起因する問題であり、保険料を納めてきた国 民の側に不利益を及ぼしてはならない。このため、第三者委員会は、 国民の立場に立って対応し、国民の年金制度に対する信頼を回復す るよう努める。
- 2) 第三者委員会は、国(厚生労働省)側に記録がなく、直接的な証拠 (領収書等)も持たない方々のために、誠実に責任を果たして行く。

一 基本姿勢

厚生労働大臣は、原簿の正確性を保つことが、被保険者等が適正 な裁定を受けることにつながることを重く受け止め、訂正請求の内容を 十分に汲み取り、国民の信頼に応えるよう努める。

二 関連資料及び周辺事情の積極的な収集

厚生労働大臣は、原簿を正確な内容にするという責務を誠実に果た すため、訂正請求をした者(以下「請求者」という。)から提出された資 料や日本年金機構が保有する資料のみならず、積極的に関連資料 (訂正請求の内容に係る事実を推認するに足りる証拠をいう。以下同 じ。)及び周辺事情(証拠ではないが訂正請求に理由があると認める判 断に資する事情をいう。以下同じ。)の収集を行う。

三 公平かつ公正な訂正決定等

に当たって、法案審議時の附 帯決議を踏まえた対応が必 要であることを記載

年金記録の訂正手続の実施

原簿を備える者として、訂正 請求に対する基本姿勢を記

原簿を備える者の責務を果た すため、積極的に関連資料 及び周辺事情を収集すること を記載

3) 第三者委員会は、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した 厚生労働大臣は、二で収集した関連資料及び周辺事情を検討し、 資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示す。 国民の立場に立って、公平かつ公正な訂正決定等を行う。 第2 運営の考え方及び手続き 第二 原簿の訂正手続 1) 申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する ー 厚生労働大臣は、原簿の訂正手続を行うに当たって、「第一 基本 判断及びあっせん案の作成という年金記録に係る申立てのあっせん手 的考え方 |を踏まえて対応する。 続き全般に亘って、「第1基本的考え方」を踏まえ対応する。 2) 申立内容の調査・検討に当たっては、別表1に掲げる調査事項を踏 二 厚生労働大臣は、訂正請求の内容の調査に当たっては、関連資料 関連資料等を幅広く収集する まえつつ、申立人の協力を得ながら、関連資料(納付事実等を推認す 及び周辺事情を幅広く収集することができるよう、別に定める調査事項 ことができるよう、調査事項、 るに足る証拠)及び周辺事情(証拠ではないが判断に資する事情)を を踏まえつつ、国民年金法第百八条第一項及び厚生年金保険法第 調査対象等について記載 幅広く収集するよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、日本 百条の二第一項の規定に基づき、公的年金制度の実施機関、医療 年金機構、企業等に対し資料の提供を求めたり、直接申立人から聴き 保険、雇用保険その他の社会保険・労働保険制度の実施機関、保険 取りを行う。 料の納付状況を確認することのできる金融機関、請求者の勤務状況 を把握することのできる事業主、同僚等に対して、資料の閲覧若しくは 提供又は報告を求める。これらの資料、報告の内容及び関係法令そ 訂正決定等の案の作成、社 の他政府管掌年金事業における取扱い並びに第三に規定する判断の 会保障審議会等への諮問に 基準を踏まえ、訂正決定等の案を作成し、社会保障審議会に諮問す ついて記載 三 厚生労働大臣は、厚生年金保険において、厚生年金保険の保険給 総務省の基本方針第4の1の 付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百 内容を記載 三十一号)第一条第一項に規定する事業主が被保険者の負担すべ き保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る 保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合の取扱いに ついては、事業主による保険料納付義務の履行に関する調査をした 上で、社会保障審議会に諮問する。 3) 判断及びあっせん案の作成に当たっては、「第3判断の基準」を踏 四 厚生労働大臣は、社会保障審議会の答申を受けたときは、当該答 社会保障審議会等の答申を まえ、これを行い、その結果については、速やかに申立人に通知する。 申に基づき、速やかに訂正決定等を行い、その旨を請求者に通知し、 受けた後の処理を記載 必要に応じて、関係機関又は関係者に連絡する。 4) その他申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に 五 厚生労働大臣は、訂正請求の受付、請求の内容の調査及び検討、 全国で統一的な運用がなさ 関する判断及びあっせん案の作成に係る一連の手続きについては、全 社会保障審議会への諮問、訂正決定等並びに通知及び連絡その他 れるよう、一連の訂正手続に 国で統一的な運用がなされるよう努める。 の原簿の訂正手続について、別に定めるところにより、訂正請求を処理 ついて別に定めることを記載 し、全国で統一的な運用がされるよう努める。 第3 判断の基準 第三 判断の基準 1) 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合 一 訂正請求に理由があると認める判断の基準は、訂正請求の内容が、 社会通念に照らして明らかに不合理ではなく、一応確からしいものであ 理ではなく、一応確からしいこととする。

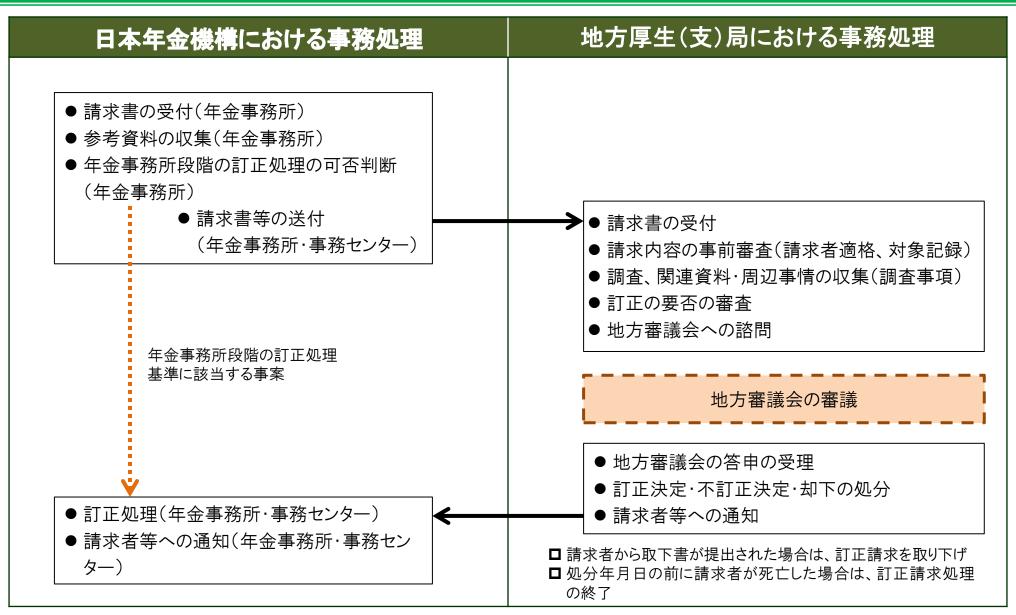
ることとする。

2) 前記判断を行うに当たっては、別表2に掲げる類型に対応した肯定

二 一の判断を行うに当たっては、関連資料及び周辺事情、関係法令そ│訂正請求に理由があるか総

的な <u>関連資料及び周辺事情に基づいて</u> 検討する。特に、別表3に掲げる場合は、基本的に申立てを認める方向で検討するものとする。 3) こうした関連資料及び周辺事情がない場合においても、申立人の申立内容等に基づき、 <u>総合的に判断する</u> 。	<u>の他政府管掌年金事業における取扱い等を踏まえ、</u> 別に定める基準に基づき、 <u>総合的に判断する</u> 。	合的に判断するため、別に基 準を定めることを記載
第4 その他 1) 厚生年金(脱退手当金に係るものを除く。)において、申立人が事業主に保険料を納付していた事実が認められるが、国(厚生労働省)の記録には納付済とされていない場合の取扱いについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 131 号)に基づき、事業主による保険料納付義務の履行に関する調査をした上で、あっせん案の作成を行う。		厚生労働省の基本方針第2の3に記載
	第四 日本年金機構における原簿の訂正 訂正請求が別に定める基準に該当するとき又は厚生年金保険の保険 給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成十九年 厚生労働省令第百五十一号)第一条若しくは第二十二条に規定する場 合に該当するときは、請求者の同意を得て、日本年金機構において原簿 の訂正を行うことができる。	年金事務所段階における訂 正処理について記載
2) 別表1から別表3までについては、今後とも、 <u>必要に応じ</u> 追加等の <u>見直しを行う</u> 。	第五 見直し この方針は、訂正決定等の事例を踏まえ、 <u>必要に応じ見直しを行う</u> も のとする。	基本方針の施行に関する事 項を別に定めることを記載

②国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領(案)の概要



総務省の調査事項と厚生労働省の調査事項の比較

総務省の基本方針(別表1) 厚生労働省の事務取扱要領(別紙3) [別紙2] (別表1) この表に掲げる調査事項は一般的なものであり、個別事案に応じて、これら以外についても この表に掲げる調査事項は一般的なものであり、個別事案の内容に応じて、これら以外に 調査が必要な場合や、これらのうちの一部を省略できる場合もある。 ついても調査が必要な場合や、これらのうち一部を省略できる場合もある。 【国民年金】 【国民年金】 ■調査対象:申立人 ■調杳対象:請求者 ■調查事項 ■調査事項 (聴取及び確認事項の例) (聴取及び確認事項の例) • 申立てに至った経緯、申立期間の保険料の納付状況等(納付時期、場所、方法、金 請求に至った経緯、請求期間の保険料の納付状況等(納付時期、場所、方法、金 額、一緒に納付していたとする者の有無等) 額、一緒に納付していたとする者の有無等) • 国民年金の加入及び納付状況(加入の契機、加入手続の状況、申立期間以外の保 • 国民年金の加入及び納付状況(加入の契機、加入手続の状況、請求期間以外の 険料の納付状況) 保険料の納付状況) • 申立期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる関係者の有無等 請求期間当時の生活状況、請求を裏付ける証言を得られる関係者の有無等。 (収集資料の例) (収集資料の例) • 国民年金手帳及び年金手帳 国民年金手帳及び年金手帳 • 預貯金涌帳等 • 預貯金诵帳等 • 確定申告書(控)等税務関係資料 • 確定申告書(控)等税務関係資料 • 領収証書及び預り証(申立期間以外のものも含む。) 領収証書及び預かり証(請求期間以外のものも含む) 家計簿等 家計簿等 • 日記及びメモ 日記及びメモ ■調査対象:配偶者、親族、知人等 ■調查対象:配偶者、親族、知人等 ■調査事項 ■調査事項 (聴取及び確認事項の例) (聴取及び確認事項の例) • 申立人の納付状況、申立期間当時の生活状況、一緒に納付していたか否か等 請求者の納付状況、請求期間当時の生活状況、一緒に納付していたか否か等 ■調査対象:集金人、自治会の役員等 ■調査対象:集金人、自治会の役員等 ■調査事項 ■調査事項 (聴取及び確認事項の例) (聴取及び確認事項の例)

請求者の納付状況、当時の集金実態等

(収集資料の例)

申立人の納付状況、当時の集金実態等

■調査対象:市町村

■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

• 申立期間当時の事務取扱等

• 国民健康保険の加入及び納付状況

(収集資料の例)

- 被保険者名簿等
- 戸籍謄本、住民票等
- 課税証明書等地方税関係資料
- 広報誌等

■調査対象:事務センター等

■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

• 申立期間当時の事務取扱等

(収集資料の例)

- オンライン記録
- 国民年金手帳記号番号払出簿
- 特殊台帳等

■調査対象:第三者委員会の先例等

■調査事項

(確認事項の例)

- 類似先例等の有無
- 申立てと近接する時期の同じ旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村における 類似申立ての有無

• 集金簿、集金ノート、集金袋等

■調査対象:市町村

■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 請求期間当時の事務取扱等(支所設置時期、納付書による収納開始時期、窓口 収納の有無、口座振替納付の開始時期、過年度納付書の設置の有無、庁内金融 機関での保険料納付の可否等)
- 国民健康保険の加入及び納付状況

(収集資料の例)

- 被保険者名簿等
- 戸籍謄本、住民票等
- 課税証明書等地方税関係資料
- 広報誌等

■調査対象:日本年金機構

■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

請求期間当時の事務取扱等

(収集資料の例)

- オンライン記録
- 国民年金手帳記号番号払出簿
- 特殊台帳等

■調査対象:総務省管区行政評価局等

■調査事項

(確認事項の例)

- 第三者委員会の類似先例等の有無
- 訂正請求の請求期間と近接する時期の同じ旧社会保険事務所(年金事務所)又は 市町村における第三者委員会への類似申立ての有無

(収集資料の例)

- 過去に年金記録に係る確認申立を行ったことがある請求者に関する当該確認申立に係る資料
- ■調査対象:税務署

■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

• 請求期間の保険料の納付状況

(収集資料の例)

- 確定申告書等
- ■調査対象:金融機関
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 請求期間の保険料の納付状況
- 請求期間当時の事務取扱等(市町村収納機関となった時期、国庫金収納が可能になった時期、集金人が保険料を預かっていたか等)

(収集資料の例)

- 預金取引明細
- 口座振替依頼書の控え等

【厚生年金(脱退手当金を除く。)】

- ■調査対象:申立人
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 申立てに至った経緯、申立期間当時の勤務実態(業務内容、勤務形態、入退社の時期等)及び保険料控除の状況
- 健康保険被保険者証の交付の有無及び医療機関での受診状況
- 同様の業務又は勤務形態の同僚、前後任者、申立期間当時の状況に関する証言を 得られる同僚の有無等

(収集資料の例)

- 給与明細書
- 源泉徴収票
- 確定申告書(控)等税務関係資料

■調査対象:事業主等

■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 申立人の勤務実態及び保険料控除の有無
- 申立人に係る届出及び保険料納付の有無
- 申立期間当時の事業所の従業員の勤務実態(勤務形態、雇用区分、常勤者数等)、 厚生年金への加入状況、試用期間の有無、給与の支給実態等

(収集資料の例)

【厚生年金保険(脱退手当金を除く)】

- ■調査対象:請求者
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 請求に至った経緯、訂正期間当時の勤務実態(業務内容、勤務形態、入退社の時期等)及び保険料控除の状況
- 健康保険被保険者証の交付の有無及び医療機関での受診状況
- 同様の業務又は勤務形態の同僚、前後任者、訂正期間当時の状況に関する供述を得られる同僚の有無等

(収集資料の例)

- 給与明細書
- 源泉徴収票
- 確定申告書(控)等税務関係資料
- 預貯金通帳
- 人事異動通知書
- 社史、社内報等
- ■調査対象:事業主等
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 請求者の勤務実態及び保険料控除の有無
- 請求者に係る保険料納付及び届出の有無
- 請求期間当時の従業員の勤務実態(勤務形態、雇用区分、常勤者数等)、厚生年金 保険への加入状況、試用期間の有無、給与の支給実態等

(収集資料の例)

- 厚生年金の被保険者に関する資料
- 人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等
- ■調査対象:同僚等
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 申立人の勤務実態及び厚生年金への加入状況
- 申立期間当時の事業所の従業員の勤務実態(勤務形態、雇用区分、常勤者数等)、 給与の支給実態等

- ■調査対象:国民健康保険組合、健康保険組合又は厚生年金基金
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

• 申立人の加入状況

- ■調査対象:都道府県労働局等
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 雇用保険の加入状況
- ■調査対象:法務局
- ■調査事項

- 人事記録、在籍証明書
- 賃金台帳、源泉徴収簿
- 源泉徴収票(控)
- 社史、社内報等
- ■調査対象:同僚等
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 請求者の勤務実態及び厚生年金保険への加入状況
- 請求期間当時の従業員の勤務実態(勤務形態、雇用区分、常勤者数等)、給与の支 給実態等

(収集資料の例)

- 給与明細書
- 源泉徴収票
- 確定申告書(控)等税務関係資料
- 預貯金通帳
- 社史、社内報等
- ■調査対象:存続厚生年金基金、健康保険組合、国民健康保険組合等
- ■調杳事項

(聴取及び確認事項の例)

- 請求者の厚生年金基金又は健康保険への加入状況
- 請求期間当時の従業員の厚生年金基金又は健康保険への加入状況

(収集資料の例)

- 資格の取得喪失等に係る届書
- 厚生年金基金台帳等加入員原簿 等
- ■調査対象:都道府県労働局等
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 請求者や請求期間当時の従業員の雇用保険への加入状況
- ■調査対象:法務局
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 事業所の設立、移転、解散日
- 事業所の業種
- 事業所の所在地

(収集資料の例)

- 商業登記簿の謄本
- ■調査対象:市町村
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 国民健康保険の加入状況
- (収集資料の例)
- 戸籍謄本、住民票等
- ■調査対象:事務センター等
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 申立期間当時の事務取扱等
- (収集資料の例)
- オンライン記録
- 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)及び被保険者 台帳(旧台帳)
- ■調査対象:第三者委員会の先例等
- ■調査事項

(確認事項の例)

- 類似先例等の有無
- 申立てと同じ事業所等に係る他の申立ての有無

【脱退手当金】

- ■調査対象:申立人
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 申立てに至った経緯、脱退手当金を受給していないとする理由等(退職した経緯、退職時の現金受領の有無、事業所における退職者への慣行等)
- 申立期間当時の年金に対する意識等(脱退手当金制度の認識、退職後の国民年金、 厚生年金等への加入状況、将来の年金に対する期待又は考え方等)

• 請求期間当時の代表者、役員等

(収集資料の例)

- 商業登記簿の謄本等
- ■調査対象:市町村
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 請求者や請求期間当時の従業員の国民健康保険への加入状況
- (収集資料の例)
- 戸籍謄本、住民票
- 課税証明書等
- ■調査対象:日本年金機構
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

請求期間当時の事務取扱等

(収集資料の例)

- オンライン記録
- 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)及び被保険者 台帳(旧台帳)
- ■調査対象:総務省管区行政評価局等
- ■調査事項

(確認事項の例)

- 第三者委員会の類似先例等の有無
- 訂正請求と同じ事業所等に係る第三者委員会の他の申立ての有無

(収集資料の例)

• 過去に年金記録に係る確認申立を行ったことがある請求者に関する当該確認申立に 係る資料

【脱退手当金】

- ■調査対象:請求者
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 請求に至った経緯、脱退手当金を受給していないとする理由等(退職した経緯、退職 時の現金受領の有無、事務所における退職者への慣行等)
- 請求期間当時の年金に対する意識等(脱退手当金制度の認識、退職後の国民年金、 厚生年金保険等への加入状況、将来の年金に対する期待又は考え方等)

- 申立期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる関係者の有無等 (収集資料の例)
- 厚生年金保険被保険者証及び年金手帳
- 国民年金手帳
- 退職金の支給明細書
- ■調査対象:配偶者、親族、知人等
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 申立人から脱退手当金に関することを聞いたか否か等
- ■調査対象:事業主等
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 脱退手当金に係る退職者への説明、代理請求の有無、その方法等
- 退職金支給の有無、その金額等

(収集資料の例)

- 脱退手当金請求に関する資料
- 厚生年金の被保険者に関する資料
- 人事記録、退職金支給調書、退職金支給規程等
- ■調査対象:同僚等
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 事業所における脱退手当金の代理請求の有無、その方法等
- ■調查対象:厚生年金基金
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 基金規約上の脱退一時金の支給規定の有無、申立人に対する支給の有無等
- ■調査対象:市町村
- ■調査事項

(収集資料の例)

戸籍謄本、住民票等

- 請求期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる関係者の有無等(収集資料の例)
- 厚生年金保険被保険者証及び年金手帳
- 国民年金手帳
- 退職金の支給明細書
- ■調査対象:配偶者、親族、知人等
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 請求者から脱退手当金に関することを聞いたか否か等
- ■調査対象:事業主等
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 脱退手当金に係る退職者への説明、代理請求の有無、その方法等
- 退職金支給の有無、その金額等

(収集資料の例)

- 脱退手当金請求に関する資料
- 厚生年金保険の被保険者に関する資料
- 人事記録、退職金支給調書、退職金支給規定等
- ■調査対象:同僚等
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 事業所における脱退手当金の代理請求の有無、その方法等
- ■調査対象:厚生年金基金等
- ■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

- 規約上の脱退一時金の支給規定の有無、請求者に対する支給の有無等
- ■調査対象:市町村
- ■調査事項

(収集資料の例)

- 戸籍謄本, 住民票等
- ■調査対象:法務局
- ■調査事項

■調査対象:事務センター等

■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

申立期間当時の事務取扱等

(収集資料の例)

- オンライン記録
- 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)及び被保険者 台帳(旧台帳)
- 脱退手当金裁定請求書等支給に関する資料
- 国民年金手帳記号番号払出簿

■調査対象:第三者委員会の先例等

■調査事項

(確認事項の例)

- 類似先例等の有無
- 申立てと同じ事業所等に係る他の申立ての有無

(聴取及び確認事項の例)

• 請求期間当時の代表者、役員等

(収集資料の例)

• 商業登記簿謄本

■調査対象:日本年金機構

■調査事項

(聴取及び確認事項の例)

請求期間当時の事務取扱等

(収集資料の例)

- オンライン記録
- 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)及び被保険者 台帳(旧台帳)
- 脱退手当金裁定請求書等支給に関する資料
- 国民年金手帳記号番号払出簿

■調査対象:総務省管区行政評価局等

■調査事項

(確認事項の例)

- 第三者委員会の類似先例等の有無
- 訂正請求と同じ事業所等に係る第三者委員会の他の申立ての有無

(収集資料の例)

• 過去に年金記録に係る確認申立を行ったことがある請求者に関する当該確認申立に係る資料